

国民健康保険税の減免について（内規）

猪苗代町国民健康保険税条例第24条第1項第2号に掲げる「天災、その他特別な事情のある者」を適用し、国民健康保険税を減免できる場合は、次のとおりとする。

1. 地震、火災、風水害等またはこれに準ずると認められるような被害の生じる事象（以下「災害等」という。）による被害が甚大で、その被害にあった者の国民健康保険税の減免分について、町が国県による補助金等の財政支援を受けられる場合。
2. 災害等が発生し、特に本町の被害が甚大な場合においては、前項の規定によらず、当該災害等に対する国民健康保険税の減免規則を制定し、その被害者の国民健康保険税を減免することができる。この場合、他の税・料金等との均衡を図るよう、十分に調整を行うものとする。

「天災、その他特別な事情のある者」を適用または減免規則を制定し減免を行う場合については、その都度、適用の範囲や減免割合などについて決定し、広報等により広く町民に周知することとする。

これまでの適用例

- 平成15年 冷害による減免（天災）
- 平成23年 東日本大震災による減免（天災）
- 令和元年 台風19号による減免（天災）
- 令和2年 新型コロナウイルス感染症による減免（その他特別な事情）